

教室内で困難を抱える特異な才能のある児童生徒の支援に関するイメージ図

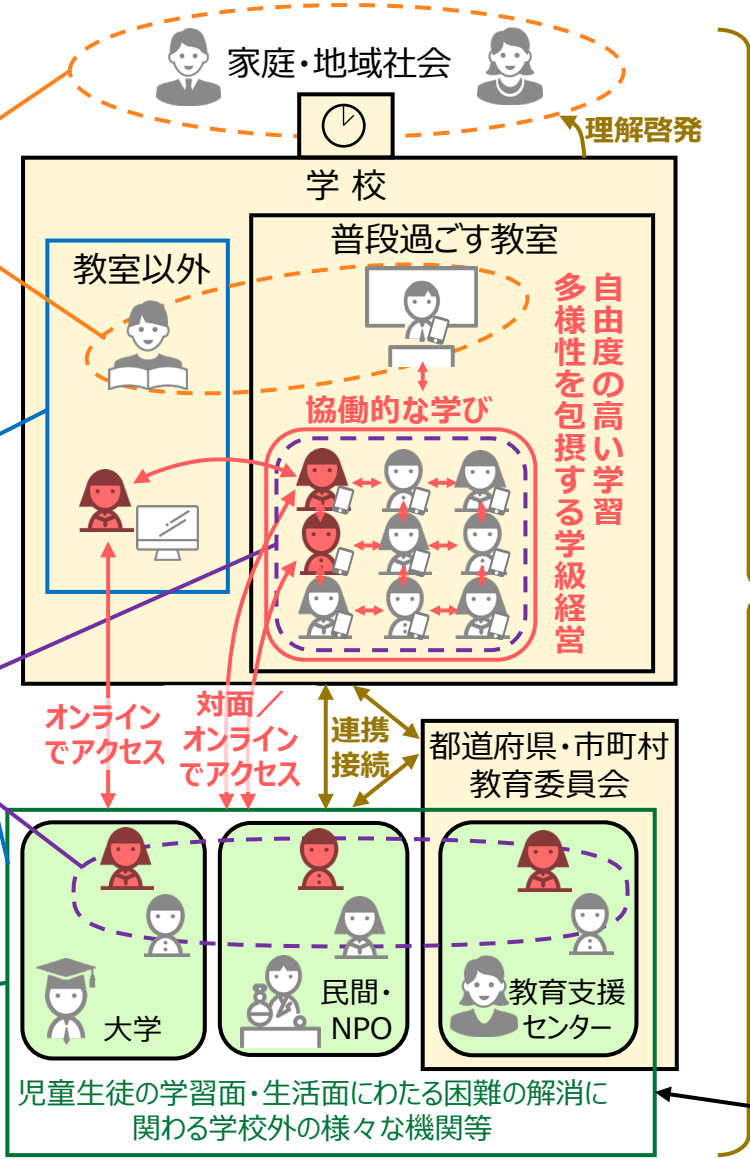
(第10回会議 (令和4年5月13日) 資料「取り組むべき施策のイメージ(座長試案)」を更新)

① 特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進
 特定分野に特異な才能のある児童生徒に関する社会や学校の理解を醸成するための周知及び研修 (教職員の理解を深めるための研修動画の作成など)

② 多様な学習の場の整備等
 学校内の教室以外で、安心して過ごせる居場所の充実
 文部科学省が提供する既存の支援策等の引き続きの充実

③ 特性等を把握する際のサポート
 特異な才能のある子供たちの認知・発達や行動の特性や、才能に伴う学習・社会情緒的な困難の把握に対する支援

④ 学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供
 特定分野に特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関わる学校外の機関等が提供するプログラム・イベント・関わる人材などの情報の集約及び提供 (オンラインのプラットフォーム構築など)



⑤ 実証研究を通じた実践事例の蓄積
 特異な才能のある児童生徒の困難を解消し、才能を伸長することは、当該児童生徒のためにも、一人一人の才能・個性が尊重され多様性を重視する社会を形成される観点からも意義深い。しかし、これまで特異な才能のある児童生徒を念頭に置いた取組がほとんどないため、実証的な研究により実践事例を蓄積した上で横展開を図る。

<実証研究を通じて検証すべきこと>

- ・自由度の高い学習
- ・多様性を包摂する学校教育環境
- ・多様な学びの場の設定や連携
- ・学習面・生活面にわたる学校と学校外の機関との連携による指導・支援
- ・学校外の機関と連携する際の学習状況の把握
- ・才能と障害を併せ有する児童生徒への対応
- ・教職員・保護者・地域社会の理解の醸成
- ・主体間の情報の連携・共有や引き継ぎなど

それぞれの知見を相互に生かす